

令和6 基準年度固定資産鑑定評価員募集要項

大和町税務課

1 概要

令和6 基準年度固定資産（土地）評価替えに係る標準宅地の鑑定評価を行う評価員を募集するもの。

2 評価員の職務

評価員は別添実施要領等に基づき次の職務を行う。

- (1) 令和6 基準年度固定資産（土地）評価替えに係る標準宅地の鑑定評価を行うこと。
- (2) 適正な価格が求められるよう連絡調整会議に出席し、鑑定評価に関する検討、情報交換、意見交換等を行うこと。

3 評価地点

大和町全域の標準宅地は243地点であり、評価員に担当地点を割り当てる。

※1 調査員あたり、およそ120地点割り当て予定

4 資格要件

- (1) 不動産鑑定士であること。
- (2) 一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会の会員であること。

5 募集人数

2人

6 応募手続

本件への応募は次のとおり応募書類を提出して行う。

- (1) 提出方法 郵送又は持参
- (2) 提出先 大和町税務課 固定資産税係
〒981-3680 黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1
- (3) 応募期間 令和4年8月22日（月）から令和4年9月9日（金）まで（期間内必着）
持参の場合は、土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時30分まで
- (4) 応募書類 令和6 基準年度固定資産鑑定評価員申込書

7 選考方法

選考は、実績、標準宅地評価の専門性、地域精通性等を総合的に判断して行う。

- (1) 過去、大和町において基準年度の評価替えに係る固定資産税標準宅地の鑑定評価を担当していること

- (2) 宮城県第1分科会に所属し、地価公示、地価調査を担当していること
- (3) 上記1及び2以外で、公的機関の委託による大和町の土地鑑定評価に一定の実績があること
- (4) 上記1及び2以外で、宮城県内、特に大和町の土地鑑定評価に一定の実績があること

8 選考結果

選考の結果は、令和4年9月中旬に応募者全員に書面で通知する。

9 鑑定報酬

本件鑑定評価に係る報酬は、下記表のとおりとする。

なお、報酬の支払いは一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会を通じて行う。

表

番号	項目	単価(1地点あたり)
1	標準宅地鑑定(新規・継続)	47,600円
2	公的鑑定地点補正鑑定	12,000円

※上記、単価には連絡調整会議などへの交通費や資料作成代の諸経費が含まれております。

10 留意事項

- (1) 提出されたシートに虚偽の記載があった場合や心身の故障のために職務の遂行ができないと認められるときは選定の取り消しをすることがある。
- (2) 提出された応募書類は返却しない。
- (3) 評価員の連絡調整、連絡調整会議の開催、成果品の取りまとめ、報酬の支払い等、標準宅地の鑑定評価を実施する上で必要な業務を一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会が行う。
- (4) 評価員の選定は本町で行うが、評価員と一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会との間で鑑定評価に関する契約を締結することとなる。

11 担当部署

大和町税務課 固定資産税係

〒981-3680 黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

TEL : 022-345-1116 (直通)